

# 告 示

## 埼玉県告示第七百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和四年七月十五日

埼玉県知事 大野元裕

### 一 都市計画の種類及び名称

春日部都市計画区域区分

### 二 都市計画を変更する土地の区域

#### イ 市街化区域に変更する土地の区域

春日部市内牧字大名取、梅田字隅田の全部及び内牧字三千貝、梅田字三沼の各一部

#### ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、春日部市都市整備部まちづくり推進課

### 四 縦覧期間

令和四年七月十五日から令和四年七月二十九日まで